

\ぜひ/
インターネットで
ご回答ください!

✓ 調査の方法

単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、
新設された事業所など

▶▶▶ 調査員が訪問いたします。

※調査員は、都道府県知事が任命した公務員です。

- ・令和3年5月中に事業所の新設・廃業等の確認や調査票への回答依頼、配布を行います。
- ・回答は「インターネット」か「紙の調査票」を選択できます。
- ・紙の調査票での回答の場合には、調査員が回収に伺います。

支所等がある企業、
単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等)など

▶▶▶ インターネット・郵送にて
実施します。

※国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

1 調査に向けての事前確認

(令和2年10月下旬から令和3年3月)

- ・企業の支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等を確認するため、令和2年10月下旬から順次、対象となる企業宛てに「企業構造の事前確認票」を郵送します。
- ・印字されている内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(インターネットか郵送による回答)をご回答ください。

2 調査票の配布・回答

(令和3年5月から)

- ・事前確認させていただいた結果に基づいて、インターネット回答用のID又は事業内容に応じた調査票を令和3年5月中に郵送します。
- ・企業全体の数字とともに、支所等ごとの従業者数や売上金額などについても本所等においてご回答ください。

「チェーンなどの店舗」について

同一経営主体となる例

(本所・支所の関係です)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーン加盟店を営する事業主(企業)が営するすべての店舗

同一経営主体



本部



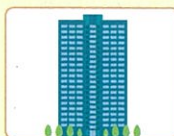
直営店

同一経営主体とならない例

(本所・支所の関係ではありません)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

同一経営主体
とならない



本部・親会社



別経営の加盟店・
子会社などの事業所

統計法に基づく調査

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づき、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした「経済構造統計」を作成するための基幹統計調査です。

基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。(中略)

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

統計法第二条第四項第三号による
基幹統計とみなす統計に関する件
(平成21年4月1日総務省告示第216号)(抄)

経済構造統計 すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。